

専決処分の報告について (部活動中に発生した物損事故に係る示談処理)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定並びに訴訟、和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分の指定について（平成18年3月2日板橋区議会議決）により、下記のとおり、損害賠償額について専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

1 事故の概要

令和4年9月22日（木）午後4時30分頃、区立中学校校庭で行われていた同校野球部の部活動中、生徒の打ったボールが防球ネットを越え、同校の南東側に隣接する被害者宅の屋根を直撃し、屋根瓦が一部破損した。

2 示談の相手方

区内在住 男性

3 専決処分年月日

令和5年1月12日

4 示談金額

金46,200円

5 示談の処理

区と被害者の間に、書面に定めるほか、何らの債権債務が存しないことを確認する示談書を、令和5年1月13日に取り交わした。

6 支払い

示談に要する損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険の幹事会社である損保ジャパン（株）から支払われる。